

旧

■ヘッダー 【エネ・コス事業（第2版：2023/2/2）】

■表紙

【エネ・コス事業（第2版：2023/2/2）】

令和4年度 第2回
飲食・商業・サービス業等
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

公募要領

公募期間			
令和5年1月31日（火）～9月30日（土）			
1次締切	3月31日（金）	2次締切	5月31日（水）
3次締切	7月31日（月）	4次締切	9月30日（土）

※書類不備は、不採択となりますので、提出前の書類確認をお願いします。

※予算がなくなり次第、公募は終了となります。

令和5年1月

島根県商工会連合会 石見事務所

TEL：0855-22-3590

<http://shoko-shimane.or.jp/?p=15147&pr=1>

新

■ヘッダー 【エネ・コス事業（第3版：2023/4/1）】

■表紙

【エネ・コス事業（第3版：2023/4/1）】

令和4年度 第2回
飲食・商業・サービス業等
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

公募要領

公募期間			
令和5年1月31日（火）～9月30日（土）			
1次締切	終了	2次締切	5月31日（水）
3次締切	7月31日（月）	4次締切	9月30日（土）

※書類不備は、不採択となりますので、提出前の書類確認をお願いします。

※予算がなくなり次第、公募は終了となります。

令和5年4月

島根県商工会連合会 石見事務所

TEL：0855-22-3590

<http://shoko-shimane.or.jp/2023/03/17/468/>

目 次

I. 重要説明事項.....	2
II. 飲食・商業・サービス業等	
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について	
1. 目的.....	3
2. 実施主体.....	3
3. 補助事業の対象者.....	3
4. 応募資格.....	4
5. 補助事業の要件.....	5
6. 補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間.....	5
7. 補助金の交付.....	9
8. 応募方法.....	10
9. 補助事業の採択.....	12
10. 補助事業者の義務.....	13
11. 補助事業のスキーム.....	15
12. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先.....	15
【参考】中小企業者の範囲.....	18
III. 応募書類の様式.....	18
IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成.....	19

目 次

I. 重要説明事項.....	2
II. 飲食・商業・サービス業等	
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業について	
1. 目的.....	3
2. 実施主体.....	3
3. 補助事業の対象者.....	3
4. 応募資格.....	4
5. 補助事業の要件.....	5
6. 補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間.....	5
7. 補助金の交付.....	10
8. 応募方法.....	11
9. 補助事業の採択.....	13
10. 補助事業者の義務.....	14
11. 補助事業のスキーム.....	16
12. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先.....	16
【参考】中小企業者の範囲.....	19
III. 応募書類の様式.....	19
IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成.....	20

■ P 3

3. 補助事業の対象者

補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等※注1とする。

- (1) 飲食・商業・サービス業等※注2を現に営む事業者であること
- (2) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。※注3
- (3) 令和4年度 第1回 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していないこと。

■ P 7 (1) 設備更新費、機器導入費

消耗品は対象外となります。(ただし、当該設備等の初期作動用に必要なものを除く)

個人やオークション(インターネットオークションを含む)による購入は対象外となります。

■ P 8 「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

【黒地に黄色文字のナンバープレート(黒ナンバー)を付けた事業用の軽自動車】

運賃をもらって貨物運ぶ「軽貨物運送業(貨物軽自動車運送事業)」の軽自動車が該当。

【必要書類】
事業ナンバー(黒・緑)の登録は、運輸支局での手続き後に交付される車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告時に提出。

【緑地に白文字のナンバープレート(緑ナンバー)を付けた事業用の軽自動車以外の車両】

トラックやバス、タクシーなど運賃をもらって貨物や旅客を運ぶ軽自動車以外の車両が該当。

【必要書類】
事業ナンバー(黒・緑)の登録は、運輸支局での手続き後に交付される車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告時に提出。

■ P 3

3. 補助事業の対象者

補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等※注1とする。

- (1) 飲食・商業・サービス業等※注2を現に営む事業者であること
- (2) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。※注3
- (3) 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していないこと。

■ P 7 (1) 設備更新費、機器導入費

消耗品は対象外となります。(ただし、当該設備等の初期作動用に必要なものを除く)

リサイクル料金は対象外となります。

個人やオークション(インターネットオークションを含む)による購入は対象外となります。

■ P 8 「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

【黒地に黄色文字のナンバープレート(黒ナンバー)を付けた事業用の軽自動車】

運賃をもらって貨物運ぶ「軽貨物運送業(貨物軽自動車運送事業)」の軽自動車が該当。

(対象となる例) 既存「(黒ナンバー)軽自動車」 → 新規「(黒ナンバー)軽自動車」

【必要書類】
事業ナンバー(黒・緑)の登録は、運輸支局での手続き後に交付される車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告時に提出。

【緑地に白文字のナンバープレート(緑ナンバー)を付けた事業用の軽自動車以外の車両】

トラックやバス、タクシーなど運賃をもらって貨物や旅客を運ぶ軽自動車以外の車両が該当。

(対象となる例) 既存「(緑ナンバー)車両」 → 新規「(緑ナンバー)車両」

【必要書類】
事業ナンバー(黒・緑)の登録は、運輸支局での手続き後に交付される車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告時に提出。

【ダンプ表示番号（ダンプナンバー）を付けたダンプトラック】

土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）で「最大積載量 5,000kg 超」「車両総重量 8,000kg 超」どちらかに該当する車両。

【必要書類】

運輸支局で手続き後に**車検証備考欄に登録事項の記載**があるので写しを実績報告時に提出。

【産業廃棄物収集運搬業許可を登録する車両】

委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬を行う際に必要となる許可申請の中で、収集・運搬を行うために登録する車両が該当。

【必要書類】

納車から 10 日以内に県廃棄物対策課または管轄の保健所に**変更届を提出**する際、**その控を事業者が要求すれば送付されるので、その写し**を実績報告時に提出

【遊漁船登録番号を取得する船舶】

いわゆる釣船や磯・瀬渡し、観光定置（利用客の採捕を伴う場合に限る）に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

県水産課や農林水産振興センター等で申請し、以下の **3 つの書類すべての**写しを実績報告時に提出。

- ①遊漁船業登録又は更新の通知書（業の登録確認）
- ②船舶検査証書（船の保険等確認）
- ③業務規程（どの船を使用しているかの確認）

【自動車運転代行業の随伴用自動車】

車両の両側面に随伴用自動車である旨（認定番号等）の表示がされている車両が該当。

（対象となる例）既存「随伴用自動車」 → 新規「随伴用自動車」

【必要書類】

認定番号等が車両の両側面で読み取れる写真を実績報告時に提出。

【ダンプ表示番号（ダンプナンバー）を付けたダンプトラック】

土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）で「最大積載量 5,000kg 超」「車両総重量 8,000kg 超」どちらかに該当する車両。

【必要書類】

運輸支局で手続き後に**車検証備考欄に登録事項の記載**があるので写しを実績報告時に提出。

■ P 9 「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

【産業廃棄物収集運搬業許可を登録する車両】

委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬を行う際に必要となる許可申請の中で、収集・運搬を行うために登録する車両が該当。

【必要書類】

納車から 10 日以内に県廃棄物対策課または管轄の保健所に**変更届を提出**する際、**その控を事業者が要求すれば送付されるので、その写し**を実績報告時に提出

【遊漁船登録番号を取得する船舶】

いわゆる釣船や磯・瀬渡し、観光定置（利用客の採捕を伴う場合に限る）に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

県水産課や農林水産振興センター等で申請し、以下の **3 つの書類すべての**写しを実績報告時に提出。

- ①遊漁船業登録又は更新の通知書（業の登録確認）
- ②船舶検査証書（船の保険等確認）
- ③業務規程（どの船を使用しているかの確認）

■ P 1 0

8. 応募方法

(1) 公募期間 令和5年1月31日(火)～9月30日(土)	
1次締切 3月31日(金)	2次締切 5月31日(水)
3次締切 7月31日(月)	4次締切 9月30日(土)
※各締切日までに、支援機関からエネ・コス事業 事務局へ郵送(締切日当日消印有効)された申請書類が対象となります。また、予算がなくなり次第、公募は終了します。	
(2) 公募要領および様式	
島根県商工会連合会ホームページからダウンロードしてください。 http://shoko-shimane.or.jp/?p=15147&pr=1	
(3) 申請の流れ	

■ P 1 1

(5) 応募書類の提出先
(中小企業者等 — 支援機関)
提出を依頼する支援機関は、 公募要領P15「12. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先」をご覧ください。

■ P 1 2 (3) 審査結果(採否通知)

※採択予定
1次締切: 令和5年5月中、2次締切: 7月中、3次締切: 9月中、4次締切: 11月中

■ P 1 9 IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成

④参考事例は、下記URLよりダウンロードご確認ください。 http://shoko-shimane.or.jp/?p=15147&pr=1

■ P 1 1

8. 応募方法

(1) 公募期間 令和5年1月31日(火)～9月30日(土)	
1次締切 終了	2次締切 5月31日(水)
3次締切 7月31日(月)	4次締切 9月30日(土)
※各締切日までに、支援機関からエネ・コス事業 事務局へ郵送(締切日当日消印有効)された申請書類が対象となります。また、予算がなくなり次第、公募は終了します。	
(2) 公募要領および様式	
島根県商工会連合会ホームページからダウンロードしてください。 http://shoko-shimane.or.jp/2023/03/17/468/	
(3) 申請の流れ	

■ P 1 2

(5) 応募書類の提出先
(中小企業者等 — 支援機関)
提出を依頼する支援機関は、 公募要領P16「12. 相談・お問い合わせ、書類提出依頼先」をご覧ください。

■ P 1 3 (3) 審査結果(採否通知)

※採択予定
2次締切: 7月中、3次締切: 9月中、4次締切: 11月中

■ P 2 0 IV. 対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンスの作成

④参考事例は、下記URLよりダウンロードご確認ください。 http://shoko-shimane.or.jp/2023/03/17/468/

【内航海運業に使用する船舶】

海上における物品の運送で、内航運送に用いる船舶が該当。

【手続きと提出書類】

使用船舶の変更申請書を運輸支局に提出した際に、事業者が運輸支局窓口で依頼することで取得できる「受付印を押された申請書の写し」を実績報告時に提出。

